

平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	失業中の退職政府職員等に対する退職手当に必要な経費			担当部局庁	職業安定局	作成責任者			
事業開始年度	昭和28年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	雇用保険課	雇用保険課長 奈尾 基弘			
会計区分	一般会計			政策・施策名	-				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国家公務員退職手当法第10条			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国家公務員等が退職した後に失業している場合において雇用保険法の規定による失業等給付相当の保障を行うもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国家公務員退職手当法第10条に基づき、国家公務員等が退職した場合に支給される退職手当の額が、雇用保険法の規定による給付水準に達しないときに、その差額に相当する額を特別の退職手当として、雇用保険法の規定による失業等給付の支給条件に従い、公共職業安定所を通じて支給するもの。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算の状況	当初予算	651	571	540	517	508		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	651	571	540	517	508			
執行額	399	299	222	-	-				
執行率(%)	61%	52%	41%	-	-				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
	-	-		成果実績	件	-	-	-	-
				目標値	件	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	-
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標 経費の性質上対象者を正確に見込むことが困難であるため。			(成果目標) 国家公務員退職手当法第10条に基づき支給する、失業中の退職政府職員等に対する退職手当(義務的経費)を適切に支給する。 (24~26年度の達成状況・実績) 国家公務員退職手当法第10条に基づき支給する、失業中の退職政府職員等に対する退職手当(義務的経費)を適切に支給している。					
事業の妥当性を検証するための定量的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
	予算額内での適切な執行	予算額及び執行額		実績	百万	399	299	222	-
				目標値	百万	651	571	540	517
				達成度	%	61.3%	52.4%	41.1%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	延受給者数			活動実績	人	2,229	1,441	1,186	-
				当初見込み	人	2,813	2,749	2,710	2,640
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	X:決算額(百万円)÷Y:延受給者数			単位当たりコスト	千円	179	208	188	196
				計算式	X/Y	399,318千円 /2,229人	299,468千円 /1,441人	244,413千円 /1,186人	516,649千円 /2,640人
平 成 2 7 ・ 2 8 年 度 予 算 内 (単 位 : 百 万 円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	政府職員等失業者退職手当	517	508	支給人員の見直しによる減					
	計	517	508						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	国家公務員退職手当法に基づき支給が義務付けられている経費であり、国民や社会のニーズを的確に反映しているものといえる。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国家公務員退職手当法に基づき支給が義務付けられているものであり、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	国家公務員退職手当法に基づき支給が義務付けられているものであり、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国家公務員退職手当法に基づき支給が義務付けられているものであり、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		-	-	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	対象者を正確に見込む事が困難であり、かつ支給実績が見込みより下回ったため。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	平成26年度予算においては、過去の実績を元に積算したところであるが、支給実績が予定を下回ったため不用が生じたところ。			
	改善の方向性	各年度ごとに支給額を把握・分析することにより執行実態についての検証を行っているところであり、引き続き適正な執行に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果は妥当であり、引き続き本制度に必要な予算額を確保し適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	19	平成23年度	19	平成24年度	19
平成25年度	930	平成26年度	929		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(222百万円)



【支給】



A 政府職員等失業者退職手当の受給資格者
(222百万円)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.政府職員等失業者退職手当の受給資格者			C.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	手当	受給資格者に対する手当の支給	222			
	計		222	計		0
	B.			D.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

No.	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					